



長野県告示第193号

長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報（平成17年長野県告示第91号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

表の長野県工科短期大学一般入学試験の項を次のように改める。

工科短期大学一般入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	〃	工科短期大学
長野県南信工科短期大学短期課程（機械科）入学試験	科目別得点、総合得点、順位及び適性検査結果	〃	長野県南信工科短期大学

表の技術専門校入校選考試験の項中

「科目別得点、総合得点、順位及び適性検査結果」

を

〃

に改め、同表の長野県看護専門学校入学

試験の項を次のように改める。

長野県須坂看護専門学校入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	〃	長野県須坂看護専門学校
-----------------	----------------	---	-------------

情報公開・法務課

長野県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
茅野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
茅野都市計画下水道事業 茅野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和50年2月12日
平成30年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

昭和50年長野県告示第69号、昭和54年長野県告示第267号、昭和54年長野県告示第665号、昭和56年長野県告示第393号、昭和57年長野県告示第607号、昭和59年長野県告示第307号、昭和61年長野県告示第332号、昭和62年長野県告示第582号、昭和62年長野県告示第836号、平成3年長野県告示第101号、平成4年長野県告示第788号、平成8年長野県告示第314号、平成9年長野県告示第66号、平成11年長野県告示第77号、平成14年長野県告示第174号、平成17年長野県告示第351号、平成20年長野県告示第159号、平成21年長野県告示第475号、平成23年長野県告示第187号及び平成25年長野県告示第143号の事業地に北山字茅野市本道、字琵琶石、字入之嶺及び字車沢を加え、北山字山鳥居地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第195号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢959の204
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第196号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草5968の4から5968の6まで、5969の3、5969の4、5970の1、5971の2、5971の3、5972の1から5972の4まで、6019の3、6019の8から6019の10まで、6019の14、6019の15、6019の26、6019の29、6019の30、6019の41、6019の49

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第197号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大町市美麻字権現16116のイ・16117・16118(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、16116のロ、字山あそ16119・16121(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的
干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称

あらかぎゴルフ場、陶芸村、長九郎配水池、あらかぎ入口、シレット、七曲、梨の木、焼野、藤屋裏、消防詰所、花菱(1)、花菱(2)、花菱(3)、坂下、荒谷バス停、荒谷集会所裏、旧森林組合裏、青木、宮の原入口、宮本島垣外(1)、宮本川原、学校裏、栗代住宅、授産所裏、矢越奥、あわ畑、坊主畑上、広瀬、木地山(1)、木地山(2)、上半堀集会所(1)、上半堀集会所(2)、上半堀集会所(3)、上半堀中平、車屋(1)、車屋(2)、大根沢入口、下半堀授産所、下半堀集会所(1)、木工センター、鍋割(1)、鍋割(2)、下半堀集会所(2)、下半堀集会所(3)、一の萱(1)、一の萱(2)、一の萱(3)、一の萱(4)、榎橋、五六沢、陣畑、下半堀川向(1)、下半堀川向(2)、御所公園、御所平、御所の里裏(1)、御所の里裏(2)、振興室裏、上町、上町水上、上町まるかし、治部坂集会所、治部坂大平、向(1)、向(2)、向(3)、吉本屋、宮本島垣外(2)、宮本島垣外(3)、あらかぎ別荘地(1)、あらかぎ別荘地(3)、あらかぎ別荘地(8)、あらかぎ別荘地(9)、あらかぎ別荘地(10)、あらかぎ別荘地(11)、あらかぎ別荘地(2)、あらかぎ別荘地(17)、あらかぎ別荘地(18)、あらかぎ別荘地(12)、あらかぎ別荘地(13)、あらかぎ別荘地(16)、あらかぎ別荘地(15)、あらかぎ別荘地(29)、あらかぎ別荘地(14)、あらかぎ別荘地(27)、あらかぎ別荘地(28)、あらかぎ別荘地(4)、あらかぎ別荘地(6)、あらかぎ別荘地(5)、あらかぎ別荘地(25)、あらかぎ別荘地(26)、あらかぎ別荘地(24)、あらかぎ別荘地(23)、あらかぎ別荘地(30)、あらかぎ別荘地(22)、あらかぎ別荘地(21)、あらかぎ別荘地(20)、あらかぎ別荘地(31)、あらかぎ別荘地(33)、あらかぎ別荘地(34)、あらかぎ別荘地(32)、あらかぎ別荘地(19)、治部坂別荘地(23)、治部坂別荘地(18)、治部坂別荘地(20)、治部坂別荘地(21)、治部坂別荘地(22)、治部坂別荘地(25)、治部坂別荘地(2)、治部坂別荘地(26)、治部坂別荘地(24)、治部坂別荘地(19)、治部坂別荘地(1)、治部坂別荘地(13)、治部坂別荘地(14)、治部坂別荘地(15)、治部坂別荘地(27)、治部坂別荘地(7)、治部坂別荘地(28)、治部坂別荘地(6)、治部坂別荘地(29)、治部坂別荘地(5)、治部坂別荘地(4)、治部坂別荘地(3)、治部坂別荘地(12)、治部坂別荘地(8)、治部坂別荘地(11)、治部坂別荘地(9)、治部坂別荘地(10)、治部坂別荘地(17)、治部坂別荘地(16)、西上、大平、清南寺横、ヨキトギ、土佐、七々平(1)、七々平(2)、アラヤ北、アラヤ西、滝の沢(1)、アラヤ、アラヤ南、アラヤ東、宮上、神社西、神社東、神社下、西上(1)、西上(2)、宮の平、銭神平、銭神平南、銭神平北、一の瀬(1)、一の瀬(2)、松山、片草、昭和橋下、大桜、丸山裏南、丸山裏、古屋敷西、古屋敷北、古屋敷東、小日向西、小日向東、石割、坊主ヶ島、兎平、洞根東、洞根南、洞根西、マス淵上、松沢、松山村道入口、中学校下、下島住宅下、宇須良沢北、小学校国道上、いちよう坂、小学校下、黒川橋下、役場下、寒洞、所久保、観音山、上振、川裾(1)、川裾(2)、川裾(3)、上振下、不動、十石、掘割、平瀬(1)、平瀬(2)、平瀬入口、平瀬(5)、平瀬(4)、平瀬(3)、平瀬(6)、番屋沢、チフス洞、兎沢、堀田橋上、カラカサ及び滝の沢(2)

2 指定の区域

下伊那郡阿智村及び平谷村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

五軒小屋1号、五軒小屋2号、中平1号、中平2号、平松、起畑、鞆1号、鞆2号、鞆3号、鞆4号、鞆5号、鞆6号、治部坂1号、治部坂2号、梨ノ木、餅小屋、入川1号、入川2号、入川3号、西町、新町、赤坂1号、赤坂2号、平谷高原及び茶屋

2 指定の区域

下伊那郡平谷村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

牧場、二俣瀬、小枝1号、小枝2号、小枝3号、小枝4号、炭焼場、林、石あら1号、石あら2号、石あら3号、力石1号、力石2号、力石3号、長下、下宮城1号、下宮城2号、下宮城3号、カンボー1号、カンボー2号、下り沢1号、下り沢2号、下り沢3号、向田、藪地、中央、村中、横前、霧山、大牧、大平1号及び大平2号

2 指定の区域

下伊那郡売木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

聖西(8)、聖西(6)、聖西(5)、聖西(7)、聖西(3)、聖西(4)、聖西(0)、聖西(1)、聖西(2)、聖北(1)、聖東(1)及び聖湖南

2 指定の区域

東筑摩郡麻績村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県

建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

あらかぎゴルフ場、陶芸村、長九郎配水池、あらかぎ入口、シルエット、七曲、梨の木、焼野、藤屋裏、消防詰所、花菱(1)、坂下、荒谷バス停、旧森林組合裏、青木、宮の原入口、宮本島垣外(1)、宮本川原、学校裏、授産所裏、あわ畑、坊主畑上、広瀬、木地山(1)、木地山(2)、上半堀集会所(1)、上半堀中平、車屋(1)、大根沢入口、鍋割(1)、鍋割(2)、下半堀集会所(2)、一の萱(1)、一の萱(2)、一の萱(3)、梅橋、五六沢、陣畑、下半堀川向(1)、下半堀川向(2)、御所公園、御所平、御所の里裏(1)、御所の里裏(2)、振興室裏、上町、上町水上、治部坂大平、向(1)、向(2)、向(3)、宮本島垣外(3)、あらかぎ別荘地(1)、あらかぎ別荘地(3)、あらかぎ別荘地(9)、あらかぎ別荘地(11)、あらかぎ別荘地(2)、あらかぎ別荘地(17)、あらかぎ別荘地(18)、あらかぎ別荘地(12)、あらかぎ別荘地(13)、あらかぎ別荘地(16)、あらかぎ別荘地(15)、あらかぎ別荘地(29)、あらかぎ別荘地(27)、あらかぎ別荘地(28)、あらかぎ別荘地(25)、あらかぎ別荘地(26)、あらかぎ別荘地(24)、あらかぎ別荘地(23)、あらかぎ別荘地(30)、あらかぎ別荘地(22)、あらかぎ別荘地(21)、あらかぎ別荘地(20)、あらかぎ別荘地(31)、あらかぎ別荘地(33)、あらかぎ別荘地(34)、あらかぎ別荘地(32)、あらかぎ別荘地(19)、治部坂別荘地(23)、治部坂別荘地(18)、治部坂別荘地(21)、治部坂別荘地(2)、治部坂別荘地(26)、治部坂別荘地(24)、治部坂別荘地(19)、治部坂別荘地(1)、治部坂別荘地(13)、治部坂別荘地(14)、治部坂別荘地(15)、治部坂別荘地(27)、治部坂別荘地(7)、治部坂別荘地(28)、治部坂別荘地(6)、治部坂別荘地(29)、治部坂別荘地(5)、治部坂別荘地(4)、治部坂別荘地(3)、治部坂別荘地(12)、治部坂別荘地(11)、治部坂別荘地(10)、治部坂別荘地(17)、西上、大平、清南寺横、ヨキトギ、土佐、七々平(1)、アラヤ北、アラヤ西、滝の沢(1)、アラヤ、アラヤ南、アラヤ東、宮上、神社西、神社東、西上(1)、宮の平、銭神平、銭神平北、一の瀬(1)、一の瀬(2)、松山、片草、昭和橋下、大桜、丸山裏南、丸山裏、古屋敷西、古屋敷北、小日向西、小日向東、石割、坊主ヶ島、洞根南、松沢、松山村道入口、宇須良沢北、小学校国道上、いちょう坂、黒川橋下、寒洞、所久保、観音山、上振、川裾(2)、上振下、不動、掘割、平瀬(2)、平瀬入口、平瀬(5)、平瀬(6)、番屋沢、チフス洞、兎沢、堀田橋上、カラカサ及び滝の沢(2)

2 指定の区域

下伊那郡阿智村及び平谷村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称
五軒小屋1号、五軒小屋2号、中平1号、中平2号、平松、起畑、鞠1号、鞠2号、鞠3号、鞠5号、鞠6号、梨ノ木、餅小屋、入川1号、入川2号、入川3号、西町、新町、赤坂1号、赤坂2号及び茶屋
- 指定の区域
下伊那郡平谷村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称
牧場、小枝1号、小枝2号、小枝3号、小枝4号、炭焼場、林、石あら1号、石あら2号、石あら3号、力石1号、力石2号、力石3号、長下、下宮城1号、下宮城2号、下宮城3号、カンポー1号、カンポー2号、下り沢1号、下り沢2号、向田、藪地、中央、村中、横前、霧山、大牧、大平1号及び大平2号
- 指定の区域
下伊那郡売木村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称
聖西(8)、聖西(6)、聖西(5)、聖西(7)、聖西(3)、聖西(4)、聖西(0)、聖西(1)、聖西(2)、聖北(1)及び聖湖南
- 指定の区域
東筑摩郡麻績村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害警戒区域の名称
長九朗沢、恩田沢、松沢川1、松沢川2、松沢川3、鳥野沢、ヒジギ洞、不動洞、井戸入沢2、見不知洞1、見不知洞2、栗代川、矢越洞、栗畑洞、忍沢川、井戸洞1、下半堀沢1、萱川1、萱川2、井戸の洞、下半堀川向、上半堀沢1、大松沢、山の神洞、向沢1、深沢1の沢、治部坂沢1、桐山1、桐山2、桐山3、治部坂沢2、治部坂沢3、清八洞1、清八洞2、清八洞3、紅葉谷1、紅葉谷2、萱小屋川1、萱小屋川2、もみじ平の沢、大川入川、深沢沢1、上町の沢、杉菜沢、井戸洞2、治平洞、秋葉洞、井戸沢2、恩田川1、恩田川2、孫六沢、井戸入沢1、マセノ沢、ヨキトギ沢、クル沢、丸山裏、小日向沢、とよ洞沢、宇須良沢、寒洞、ササメキ沢、チフス洞、兎沢、横川沢、カラカサ沢、久保向、井戸沢1、稗畑沢及び小芝沢
- 指定の区域
下伊那郡阿智村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部 守一

砂防課

1 土砂災害特別警戒区域の名称

松沢川1、松沢川3、鳥野沢、ヒジギ洞、井戸入沢2、見不知洞1、見不知洞2、栗代川、栗畑洞、忍沢川、井戸洞1、下半堀沢1、萱川2、井戸の洞、下半堀川向、上半堀沢1、大松沢、向沢1、深沢1の沢、桐山1、桐山3、治部坂沢2、治部坂沢3、清八洞3、紅葉谷1、萱小屋川2、もみじ平の沢、大川入川、深沢沢1、上町の沢、杉菜沢、井戸洞2、秋葉洞、井戸沢2、恩田川1、孫六沢、井戸入沢1、マセノ沢、クル沢、丸山裏、小日向沢、寒洞、ササメキ沢、兎沢、横川沢、久保向及び小芝沢

2 指定の区域

下伊那郡阿智村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

水地、駒込、下町、宮代、広川原及び馬坂

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

滝ノ沢、長久保2号、岩井、窪城及び青原

2 指定の区域

小県郡長和町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

長野県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

塩尻峠、川岸中、夏明、川岸西、駒沢及び花岡

2 指定の区域

岡谷市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

角間新田、大和1、大和2、大和・湯の脇1、大和・湯の脇2、湯の脇、尾玉、南沢、南沢・榊、榊・清水1、榊、榊・清水2、赤羽根、普門寺、神戸1、北有賀、南真志野・北真志野、大熊1、大熊2及び神宮寺

2 指定の区域

諏訪市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

白ナギ

2 指定の区域

下伊那郡平谷村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

荻久保、犬飼、上の平、曲戸、扇平、入山、洞、広瀬、芋井桜、鱧、猪久保、荒安、東沢、洞表沖、柳平沖、七久保、荒井、泉平、鍋石沢、芋井、高木平、茂菅、往生寺、地附山、温湯、春山、高岡、五区、山内、山新田、小出、財門、大平、中田、長峰、小牧、袖、押出、牧川、財又、南下、高橋、小鬼無里、新倉、和田沖、蒲田、萩之峯、古在家、東京、峯南、田の頭、川浦下、矢下沢、ツルオ沢、大沢、原及び松原矢平

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

芋川日向、奈良本、堀越、柳沢、中峰御所之入及び西部

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

桑関、高、北山、桂、叶里及び上平

2 指定の区域

東筑摩郡麻績村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月28日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 栗尾見上線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡南相木村字上栗尾5113番の1地先から南佐久郡南相木村字まま下5000番の1地先まで	旧	4.2~21.7 m	0.8272 km
同 上	新	6.4~39.0	0.8274

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 栗尾見上線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡南相木村字泉下4977地先から南佐久郡南相木村字泉下5259番の3地先まで	旧	6.9~40.9 m	0.2164 km
同 上	新	11.2~49.4	0.1994

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 栗尾見上線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡南相木村字栗生川家の前4673番の1地先から南佐久郡南相木村字泉日向4573番の6地先まで	旧	3.4~24.6 m	0.2486 km
同 上	新	6.9~26.9	0.2493

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月28日

長野県須坂建設事務所長 藤池 弘

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
須坂市大字幸高字荒市場117番の1地先から須坂市大字井上字中町1978番の7地先まで	旧	11.9~55.0 m	0.8690 km
同 上	新	20.4~55.0	0.8690

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
須坂市墨坂2丁目1465番の3地先から須坂市墨坂2丁目1576番の4地先まで	旧	7.6~11.1 m	0.1200 km
同 上	新	8.4~16.3	0.1191

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野須坂インター線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
須坂市大字井上字中町1971番の1地先から須坂市大字幸高字荒市場113番の6地先まで	旧	11.9~55.0 m	0.9776 km
同 上	新	13.9~55.0	0.9776

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 相之島高山線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
須坂市大字日滝字口明塚4958番の1地先から須坂市大字日滝字口明塚4968番地先まで	旧	5.5~8.0 m	0.2510 km
同 上	新	6.0~9.7	0.2510

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月28日

長野県佐久建設事務所長 宮原 宣明

- 1(1) 路線名 栗尾見上線
- (2) 供用を開始する区間
南佐久郡南相木村字上栗尾5113番の1地先から南佐久郡南相木村字ままた5000番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月28日
- 2(1) 路線名 栗尾見上線
- (2) 供用を開始する区間
南佐久郡南相木村字泉下4977地先から南佐久郡南相木村字泉下5259番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月28日
- 3(1) 路線名 栗尾見上線
- (2) 供用を開始する区間
南佐久郡南相木村字栗生川家の前4673番の1地先から南佐久郡南相木村字泉日向4573番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月28日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月28日

長野県須坂建設事務所長 藤池 弘

- 1(1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字幸高字荒市場117番の1地先から須坂市大字井上字中町1978番の7地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月28日
- 2(1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
須坂市墨坂2丁目1465番の3地先から須坂市墨坂2丁目1576番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月28日
- 3(1) 路線名 長野須坂インター線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字井上字中町1971番の1地先から須坂市大字幸高字荒市場113番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月28日
- 4(1) 路線名 相之島高山線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字日滝字口明塚4958番の1地先から須坂市大字日滝字口明塚4968番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月28日

道路管理課